



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *21 和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 1
- *22 和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2
- *23 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 3
- *24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課) 3
- *25 和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 4
- *26 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課) 4

○ 教育委員会規則

- *6 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 5
- *7 和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 6

○ 公安委員会規則

- *5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 告示

- 303 情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 8

○ 公告

- 入札公告 (警察本部) 11

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県職員委員会規則 (昭和30年和歌山県規則第105号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(委員長)</u> 第3条 略	<u>(委員長)</u> 第3条 略
<u>(議事)</u> 第4条 略	第4条 略
<u>(庶務)</u> 第5条 委員会の庶務は、 <u>総務部総務管理局</u> 考査	第5条 委員会の庶務は、 <u>監察査察課</u> において処

課において処理する。 (委任) 第6条 略	理する。 第6条 略
---------------------------------	-------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則（平成11年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出又は通知があったものとみなす許可等) 第7条 条例第5条第3項の規則で定める許可、免許、認可、承認、届出、通知及び協議を要するものは、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）<u>第18条第6項の規定による許可</u> (3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）<u>第37条第1項若しくは第39条第1項の許可又は同法第39条第4項の規定による協議</u> (4)～(8) 略 (9) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）<u>第8条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による通知</u></p> <p>(届出又は通知を要しない行為) 第8条 略 2 略 3 条例第5条第4項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるものア～エ 略 オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。</u> カ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</u> キ <u>沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。）の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</u> ク～ソ 略 タ 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第5項の航空保安施設を改築し、又は増築すること。</u> チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施</p>	<p>(届出又は通知があったものとみなす許可等) 第7条 条例第5条第3項の規則で定める許可、免許、認可、承認、届出、通知及び協議を要するものは、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）<u>第18条第3項の規定による許可</u> (3) <u>漁港法</u>（昭和25年法律第137号）<u>第37条第1項若しくは第39条第1項の許可又は同法第39条第4項の規定による協議</u> (4)～(8) 略 (9) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）<u>第9条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による通知</u></p> <p>(届出又は通知を要しない行為) 第8条 略 2 略 3 条例第5条第4項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるものア～エ 略 オ <u>漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）を改築し、又は増築すること。</u> カ <u>漁港漁場整備法第34条第1項の漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</u> キ <u>沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</u> ク～ソ 略 タ 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第4項の航空保安施設を改築し、又は増築すること。</u> チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施</p>

設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。
ツ～ハ 略
(2)～(6) 略

設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。
ツ～ハ 略
(2)～(6) 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号及び第9号並びに第8条第3項第1号キ、タ及びチの改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第23号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第11条、第13条関係） 1・2 略 3 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可を要する行為 4～17 略	別表第3（第11条、第13条関係） 1・2 略 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可を要する行為 4～17 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第24号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（幼保連携型認定こども園審議会） 第11条 略 2～8 略 9 審議会の庶務は、 <u>共生社会推進部</u> において処理する。 10 略	（幼保連携型認定こども園審議会） 第11条 略 2～8 略 9 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部</u> において処理する。 10 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第25号

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県企業立地促進資金貸付規則（昭和63年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 製造業 <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（次号及び第3号において「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E－製造業に属する事業をいう。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 製造業 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) <u>発電用施設周辺地域 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。</u></p> <p>(10) <u>雇用対象地域 和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和58年和歌山県条例第8号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき貸付けを受ける場合は、発電用施設周辺地域をいい、条例第3条の規定によらず、この規則により貸付けを受ける場合は、発電用施設周辺地域以外の地域をいう。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>紀南地域等 田辺市及び西牟婁郡以南の市町村並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）をその区域とする地域をいう。</u></p>

別表中「雇用対象地域」を「県の区域内」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略 2・3 略</p> <p>4 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第3項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 略 2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第3項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略 2・3 略</p> <p>4 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第3項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 略 2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第3項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

別記第1号様式(裏面)備考2中「和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項」を「和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第3項」に、「第6号」を「第7号」に改める。

別記第2号様式中「第6号」を「第7号」に改める。

別記第7号様式備考1中「和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項」を「和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第3項」に改める。

別記第11号様式(裏面)中「紛失又は」を「紛失し、又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和6年和歌山県条例第11号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																
<p>(事務長等) 第16条 略 2・3 略 4 高等学校に事務長補佐、主任、副主任及び主査を置くことができる。 5 事務長補佐、主任、副主任及び主査は、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。 6 略 7 主任、副主任及び主査は、上司の命を受け、会計その他の事務に従事するほか、特に指定された事務を処理する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>課程等</th> <th>設置学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和歌山県立海南高等学校</td> <td rowspan="2">海南市大野中651</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和歌山県立串本古座高等学校</td> <td rowspan="2">東牟婁郡串本町串本1522</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>未来創造学</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	名称	位置	課程等	設置学科	略				和歌山県立海南高等学校	海南市大野中651	全日制	略	略		略	略	略	略				和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通	未来創造学	略				<p>(事務長等) 第16条 略 2・3 略 4 高等学校に事務長補佐、主任及び主査を置くことができる。 5 事務長補佐、主任及び主査は、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。 6 略 7 主任及び主査は、上司の命を受け、会計その他の事務に従事するほか、特に指定された事務を処理する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>課程等</th> <th>設置学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和歌山県立海南高等学校</td> <td rowspan="2">海南市大野中651</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>定時制</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和歌山県立串本古座高等学校</td> <td rowspan="2">東牟婁郡串本町串本1522</td> <td rowspan="2">全日制</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	名称	位置	課程等	設置学科	略				和歌山県立海南高等学校	海南市大野中651	全日制	略	略			定時制	普通		略	略	略	略				和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通		略			
名称	位置	課程等	設置学科																																																														
略																																																																	
和歌山県立海南高等学校	海南市大野中651	全日制	略																																																														
			略																																																														
	略	略	略																																																														
略																																																																	
和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通																																																														
			未来創造学																																																														
略																																																																	
名称	位置	課程等	設置学科																																																														
略																																																																	
和歌山県立海南高等学校	海南市大野中651	全日制	略																																																														
			略																																																														
		定時制	普通																																																														
	略	略	略																																																														
略																																																																	
和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通																																																														
略																																																																	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則 (昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育庁の職) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。 (1)～(18) 略 <u>(19) 副主任</u></p> <p>(学校以外の教育機関の職) 第3条 略</p>	<p>(教育庁の職) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。 <u>(1) 監察査察監</u> <u>(2)～(19) 略</u></p> <p>(学校以外の教育機関の職) 第3条 略</p>

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。
 (1)～(8) 略
 (9) 副主任
 (10) 副主任司書
 (11) 副主任学芸員
 (12) 略

(事務職員、技術職員及び研究職員の職)
 第5条 第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職、第3条第1項第1号から第9号まで(第4号を除く。)、第11号から第15号まで、第17号及び第18号並びに第2項第1号から第10号まで(第3号を除く。)に掲げる職並びに前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 第3条第1項第10号、第16号及び第19号並びに第2項第11号及び第12号に掲げる職は、研究職員をもって充てる。

3 第3条第1項第4号及び第2項第3号に掲げる職は、事務職員、技術職員又は研究職員をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。
 (1)～(8) 略

(9) 略

(事務職員、技術職員及び研究職員の職)
 第5条 第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職、第3条第1項第1号から第10号まで(第5号を除く。)、第12号から第16号まで、第18号及び第19号並びに第2項第1号から第8号までに掲げる職並びに前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 第3条第1項第11号、第17号及び第20号並びに第2項第9号に掲げる職は、研究職員をもって充てる。

3 第3条第1項第5号に掲げる職は、事務職員、技術職員又は研究職員をもって充てる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則(平成25年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表の内容) 第3条 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) <u>認定番号</u> (2)～(8) 略	(公表の内容) 第3条 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) <u>認定証番号</u> (2)～(8) 略

別記様式中

「認 定 証 番 号」を「認 定 番 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式

によるものとみなす。

告 示

和歌山県告示第303号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る端末等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）複数拠点で構成されたWAN（Wide Area Network）システムに接続された端末装置を設定し、かつ、設置した実績を有すること。

（イ）60台以上の端末装置を設定し、かつ、設置した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）複数拠点に設置された端末装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち端末等更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者に情報管理システム用端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(ケ)の書類については端末等更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

もの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者に情報管理システム用端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年3月29日(金)から同年5月16日(木)までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和6年3月29日(金)は、午後1時から午後5時まで)の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年3月29日(金)から同年4月10日(水)までの県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和6年3月29日(金)は、午後1時から午後5時まで)の間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年3月29日(金)から同年4月18日(木)までの県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和6年3月29日(金)は、午後1時から午後5時まで)の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)のア及びイに掲げる(ウ)、(オ)及び(キ)の申請書類については、令和6年4月18日(木)午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年4月18日 (木) 午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年5月2日 (木) までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和6年5月10日 (金) 午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年5月16日 (木) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定に基づき公告する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和11年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 情報管理システム用端末等更新委託業務

契約日から令和7年3月31日 (月) までの間

イ 情報管理システム用端末等賃貸借業務

令和7年1月1日 (水) から令和11年12月31日 (月) までの間

(4) 調達役務の内容

情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第303号に規定する情報管理システム用端末等更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和6年3月29日（金）から同年5月16日（木）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年3月29日（金）から同年5月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月29日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年3月29日（金）から同年4月10日（水）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和6年5月17日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年5月16日（木）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下

「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年5月16日(木)午前9時から同月17日(金)午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するも

のとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Terminals for Wakayama Prefectural Police Information Management System and equipment lease.

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 17 May 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Thursday 16 May 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Thursday 16 May 2024 to 9:45 a.m. Friday 17 May 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp